

ニュースレターの配信サービスを開始いたしました。



弁護士法人 長瀬総合法律事務所の長瀬です。

平成25年4月に当事務所を開設して以来、早くも3年が経ちました。

この間、皆様のご支援・ご厚情に支えられ、多くの試練を乗り越えて成長を重ねることができました。

この場をお借りし、本日まで当事務所をお支えいただきました皆様へ厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、当事務所では、ご支援いただいております皆様へ少しでもお役に立つことができるよう、様々な法律問題に関するコラムや、当事務所主催のセミナー等に関する情報発信をさせていただくニュースレターの配信サービスを開始いたしました。

本ニュースレターで取り上げた事項や、その他の事項でお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

当事務所は、皆様の再生のために最良のサービスを提供する、「再生司法」を理念としています。

「再生」には、リノベーション（「改革」「刷新」）の意味も含まれます。私たちは、司法を通じて、皆様が問題にあった以前の状態に戻すだけでなく、問題の解決を機会に一層の飛躍を遂げることができるようサポートすることを目標としています。

本ニュースレターが皆様のお悩みごとを解決し、一層の飛躍を遂げる一助となれば望外の喜びです。

当事務所一同、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。